

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、船員保険法(以下「船保法」という。)による職務外の事由による傷病に係る下船後3か月の療養補償の承認を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、乗船中である平成○年○月○日に、「腹部に不快感」(以下「当該傷病」という。)が発症したとして、同月○日(受付)、全国健康保険協会船員保険部長(以下「船員保険部長」という。)に対し、船員保険療養補償証明書(以下「療養補償証明書」という。)を提出し、船保法による職務外の事由による傷病に係る下船後3か月の期間に係る療養補償の承認を求めた。

2 船員保険部長は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、当該傷病について、同一の部位(傷病)で乗船前より医療機関にて診療を受けているため、乗船中の発生と認められず、療養補償の対象とならないという理由により、療養補償証明書を承認しない処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 本件記録によれば第2記載の各事実が認められるところ、船員保険の療養補償については、船員法第89条第2項に、「船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。」と規

定し、また、船保法第33条第3項によると、「下船後の療養補償」は、「船員法第89条第2項の規定により船舶所有者が施し、又は必要な費用を負担する療養」と定義され、その場合の療養の給付につき、船保法第55条第1項は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならないが、その者が、下船後の療養補償に相当する療養の給付を受けるときは一部負担金を支払う必要がない旨を定めている。

そして、保険者は、下船後の療養補償の取扱いについて、船員法第89条第2項所定の雇入契約存続中とは、船員として乗船し、その職務に服している状態であること、すなわち、「乗船中」に限るものであり、乗船前から治療中の疾病及び当該疾病が原因で発症した疾病については、下船後3月の療養補償の対象とならないこととしており(「船員法第89条第2項の規定による療養補償の取扱いについて」平成18年6月26日庁保険発第0626001号社会保険庁運営部医療保険課長通知)、この通知は、関連法令の解釈として妥当なものであり、また、給付の公正・公平性を図る観点からそれに依拠するのが相当であると、当審査会も認めているところである。

2 本件の場合、原処分が、同一の部位(傷病)で乗船前より医療機関にて診療を受けているため、当該傷病につき乗船中の発生と認められないという理由により、下船後3か月の療養補償を不承認としたことに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人が、乗船前より当該傷病と同一の部位(傷病)で、医療機関において診療を受けていたと認められるかどうかである。

3 請求人に係る平成○年○月○日付の療養補償証明書によれば、請求人は、雇入年月日を平成○年○月○日とする船員保険の被保険者資格を取得した者であり、

〇〇〇〇丸（総トン数〇〇〇トン）の次席一等航海士として乗船中であった平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、船内において当該傷病が発生し、同月〇日（以下「本件下船日」という。）に〇〇〇市〇〇港に下船し、下船後3月満了年月日は、平成〇年〇月〇日とされている。

a 病院作成の請求人に係る診療報酬明細書（平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までの間のうち、平成〇年〇月分、同年〇月分、同年〇月分、平成〇年〇月分、同年〇月から〇月分まで、同年〇月、〇月分を除くもの）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする慢性胃炎、胃癌、鉄欠乏性貧血などの傷病名で、a 病院を受診しており、その診療内容を経時的にみてみると、平成〇年〇月には、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定されており、腫瘍マーカー（CEA、CA19-9）検査、胃・十二指腸内視鏡検査、胸～上下腹部CT撮影（造影剤使用）を受けており、悪性腫瘍特異物質治療管理料及び腫瘍マーカー検査については、その後も同年〇月、同年〇月、同年〇月、同年〇月、平成〇年〇月、同年〇月とほぼ定期的に受けており、胃・十二指腸内視鏡検査については平成〇年〇月に、胸～上下腹部CT撮影検査については、平成〇年〇月、同年〇月、平成〇年〇月に繰り返し受けていたことが認められる。そうして、請求人は、平成〇年〇月〇日に「腹部に不快感」が生じ、下船後の同月〇日にa 病院を再診しており、再び、悪性腫瘍特異物質治療管理料、腫瘍マーカー検査、内視鏡検査、胸～上下腹部CT撮影、胸部・腹部超音波検査（断層撮影法）等の検査を受け、b 薬局 c 店作成の請求人に係る調剤報酬明細書（平成〇年〇月分）によれば、同月〇日に、ティーエスワン配合カプセルT 20 20mg（テガフル相当量）（注：TS-1は、抗癌薬5-FUプロドラッグのテガフル、5-FU分解阻害薬のギメラシル、消化器毒性軽減作用のあるオテラシルカリウムを

1：0.4：1の割合で配合した抗悪性腫瘍薬であり、胃癌、結腸・直腸癌、頸部癌など悪性腫瘍に対する適用を有する薬剤で、通常は、1日2回28日間連日投与し、その後は14日間休薬する1クールを繰り返す。）4カプセル7日分の処方を受け、その後の同年〇月〇日から同月〇日まで3日間入院して、点滴注射などを受けている。入院時の傷病名は、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする「胃癌の術後」、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする「胃癌術後再発」、「癌性全身性身体消耗」、「リンパ節転移」、同月〇日を診療開始日とする「転移性肝癌」、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする「化学療法に伴う嘔吐症」、「脱水症」とされている。

以上のように、請求人は、平成〇年〇月〇日から慢性胃炎、胃癌（胃癌の術後）などの傷病名でa 病院に定期的に通院し、検査を受け、加療中であったが、乗船中の平成〇年〇月〇日に「腹部に不快感」を生じ、翌日下船、3日後の同月〇日にa 病院を再び受診し、検査を受け、同年〇月〇日から3日間同病院に入院し、点滴などの治療を受けていることが認められる。そうすると、乗船中に発症したとされる「腹部に不快感」については、乗船前から継続して医療機関において診療を受けていた慢性胃炎、胃癌（胃癌の術後）などに起因する症状（傷病）あるいはそれに関連して生じたものと認めるのが相当であり、それは、下船後に受診したa 病院での診断、診療内容とも矛盾しない。さらに、船員保険部長の照会に対するa 病院・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日付「療養の状況について（照会）整理番号25療補45」と題する書面によれば、請求人が平成〇年〇月にa 病院で診療されている「慢性胃炎、鉄欠乏性貧血、内頸動脈狭窄症、便秘症、胃癌の術後、胃癌術後再発、肝癌の疑い、癌性全身性身体消耗、リンパ節転移、転移性肺癌の疑い、転移性肝癌」の疾病は、以前から診

療があった「慢性胃炎、胃癌、鉄欠乏性貧血、内頸動脈狭窄症、便秘症、術後上部消化器出血、重度貧血、胃癌の術後、胃癌術後再発の疑い、転移性肝癌の疑い、転移性肺癌の疑い、膵癌の疑い」の継続疾病か、新たに発生した別傷病であるかの照会に対して、A医師は、「治癒せず継続している同一の疾病と言える。」とし、その判断の理由は、「胃癌に対しては、手術で切除したが、術後の再発を認め、他の貧血、内頸動脈狭窄症、便秘症などと共に継続加療中である。」と回答していることとも矛盾しない。

- 4 そうすると、当該傷病は、乗船前から継続して診療を受けていた傷病と同一の部位（傷病）と認められ、乗船中に新たに生じたものとは認められないことから、原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。